

答 申 第 1 7 号

平成16年1月6日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市個人情報保護審査会  
会 長 道 幸 哲 也

札幌市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成15年5月1日付,札幌平保一第145号をもって諮問のありました下記の件について,別紙のとおり答申します。

#### 記

札幌市長が行った生活保護関係資料（無断転居時・不正受給時のケース記録,銀行調査回答書類,病状照会回答文書）の開示請求に対する個人情報一部開示決定処分のうち,ケース記録,ケース診断会議録,ケース診断会議資料及び病状等調査部分の非開示決定に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

異議申立人の開示請求に係る「1 区で無断転居したとき及び 区で不正受給になったときのケース記録，2 銀行調査時の回答書類，3 病状照会の回答文書」について，実施機関が一部開示決定により非開示とした部分のうち，異議申立人が異議申立ての対象とした「1 ケース記録，2 ケース診断会議録，3 ケース診断会議資料，4 病状等調査について（回答）」に係る非開示部分について，「ケース診断会議録」中の「3 処遇方針」欄及び「病状等調査について（回答）」の文書を非開示としたことは妥当ではなく，開示すべきですが，その他の部分を非開示としたことは妥当であると判断します。

## 2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は，次のとおりです。

### (1) 個人情報の開示請求

異議申立人は，平成14年11月22日付けで札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき，札幌市長（以下「実施機関」という。）に対し，「豊平区生活保護担当課で保有する自己に関する情報一切」について開示の請求をしたが，平成14年12月17日付けで請求対象情報を「1 区で無断転居したとき及び 区で不正受給になったときのケース記録，2 銀行調査時の回答書類，3 病状照会の回答文書」（以下「本件請求」という。）に限定する旨の文書を実施機関に提出した。

### (2) 一部開示決定

本件請求に対し，実施機関は，条例第17条第2号，第3号及び第6号に該当することを理由として一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成15年1月6日付けで異議申立人に通知した。

### (3) 異議申立て

異議申立人は，実施機関が行った本件処分を不服として，平成15年3月6

日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てをした。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりです。

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件請求に対して実施機関が行った一部開示決定処分のうち、「1 ケース記録，2 ケース診断会議録，3 ケース診断会議資料，4 病状等調査について（回答）」に係る非開示決定を取り消すとの決定を求める。

#### (2) 異議申立ての理由

ア 区で自分が転居先不明扱いになったときに、きちんとした手続きを踏まないで突然保護を打ち切られたので、この部分の記録を開示してほしい。また、毎月きちんと収入申告をしていたのに 区において不正受給であるとされたので、自分の保護決定についての情報を開示してほしい。

イ 対象文書中の自分自身の事実に関する記載については、開示してもよいのではないか。

ウ 病状等調査結果については、実施機関と病院の双方からすでに非開示部分のほとんどを見せてもらっているので、開示してもよいのではないか。

### 4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりです。

#### (1) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は、本件請求に対して非開示とされた部分のうち、異議申立人が異議申立ての対象とした次の情報である。

ア 「ケース記録」中の異議申立人に対する評価，処遇方針及び第三者の情報に関する記載部分

イ 「ケース診断会議録（平成10年実施）」中の「2 意見」欄及び「3 処遇方針」欄の記載部分

ウ 「ケース診断会議資料」中の「処遇方針」欄の各項目及び「ケース格付」欄の各項目

エ 「病状等調査について(回答)」中，病状，治療内容，特別な治療を要するものの有無，稼働の可否及び生活上の留意点等に関して医師が記載した部分

(2) 本件請求の対象個人情報の一部を非開示とする理由について

ア 条例第17条第2号該当性について

生活保護事務を行う上で作成する「ケース記録」，「ケース診断会議録」及び「ケース診断会議資料」には，客観的な事実のほか，被保護者に対する評価や所見等が含まれている。したがって，「ケース記録」中の異議申立人に対する評価及び処遇方針に関する記載部分，「ケース診断会議録（平成10年実施）」中の「2 意見」欄及び「3 処遇方針」欄の記載部分及び「ケース診断会議資料」中の「処遇方針」欄の各項目及び「ケース格付」欄の各項目については，開示により，被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ，今後の指導，援助等が困難になるおそれがある。また，開示により，今後ケースワーカーが被保護者に関する評価・所見等をありのままに記載することを差し控え，その結果，ケース記録等が形骸化して適切な指導，援助等ができなくなるおそれがある。したがって，これらの情報を開示することにより，生活保護事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため，非開示とした。

イ 条例第17条第3号該当性について

「ケース記録」中の第三者の情報に関する記載部分については，調査協力者の名字を記載したものであり，また，「病状等調査」に係る回答文書中，病状等に関して医師が記載した部分については，調査に伴い医療機関から入手した情報である。いずれも守秘義務を前提とした信頼関係に基づいて提供された情報に係るものであり，これらを開示することにより，当該関係者との信頼関係を損ない，今後の調査において関係者の理解，協力等を得られなくなるおそれがあり，生活保護事務の実施上必要な調査の公正かつ適切な執行に著しい支障が生

ずるおそれがあるため，非開示とした。

なお，異議申立人は，病状等調査の回答文書についてはすでに実施機関から見せてもらっているので開示すべきであると主張しているが，ケースワーカーが異議申立人と面談をする際に必要な部分を引用して話をしたことはあるが，異議申立人に直接見せてはいない。

#### ウ 条例第17条第6号該当性について

「ケース記録」中の第三者の情報に関する記載部分については，調査協力者の名字を記載したものであり，当該第三者から得た情報は，開示を前提として提供を受けたものではない。したがって，開示により当該第三者の正当な利益を侵すおそれがあるため，非開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) はじめに

条例の解釈運用に当たっては，個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ，何人に対しても，本市が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要があります。

当審査会は，個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について，条例の目的，各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか，及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり，その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものであります。

そこで，当審査会は，以上の基本的な考え方に立脚して，本件異議申立てに係る一部開示決定の妥当性について検討することにいたします。

### (2) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は，本件請求に対して実施機関が非開示とした部分のうち，異議申立人が異議申立ての対象とした次の情報であると認められます。

ア 「ケース記録」中の異議申立人に対する評価，処遇方針及び第三者の情報に関する記載部分

イ 「ケース診断会議録（平成10年実施）」中の「2 意見」欄及び「3

処遇方針」欄の記載部分

ウ 「ケース診断会議資料」中の「処遇方針」欄の各項目及び「ケース格付」欄の各項目

エ 「病状等調査について(回答)」中，病状，治療内容，特別な治療を要するものの有無，稼働の可否及び生活上の留意点等に関して医師が記載した部分

(3) 条例第 17 条第 2 号の該当性について

ア 本号は，個人の評価，診断，判定，選考，指導，相談等を伴う事務に関する個人情報で，開示しないことが正当であると認められるものについては，非開示とすることができることを定めたものです。

この規定の趣旨は，本号に列挙されている事項又はこれらに類する事項に関する個人情報に該当するとともに，その情報を開示することにより，事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる場合にのみ開示しないことができるとしたものです。

イ 生活保護は，国が生活に困窮するすべての国民に対し，その困窮の程度に応じて必要な保護を行い，その最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長することを目的とする制度であり，生活保護に係る事務は，地方公共団体が処理することとされています。本件異議申立てに係る個人情報のうち，実施機関が本号に該当するとして非開示とした部分は，生活保護事務において作成された「ケース記録」，「ケース診断会議録」及び「ケース診断会議資料」に記録された異議申立人に関する個人情報の一部であると認められます。

「ケース記録」は，被保護者に対する処遇方針，指導や援助の内容，ケースワーカーの評価及び所見並びに医療機関からの情報等生活保護を適正かつ円滑に行うために必要となる被保護者に関する記録を時系列に書き留めたものです。

また，「ケース診断会議」は，保護の実施上重要な処遇の決定及び不正受給があった場合の対応方法等の決定を行うに際して，担当の課長，係長のほか，生活保護事務の知識や経験を有する担当外の課長，係長及びその他の職員を加え，より慎重で適切な判断を行うために行う会議です。「ケ

「ケース診断会議録」は、会議開催の際に、その過程や決定事項を記録するために作成する書類であり、「ケース診断会議資料」は、会議にかけられる案件の概要をまとめた資料であり、会議の際に出席者に配布されるものです。

したがって、「ケース記録」中の異議申立人に対する評価及び処遇方針に関する記載部分、「ケース診断会議録(平成10年実施)」中の「2 意見」欄及び「3 処遇方針」欄の記載部分、「ケース診断会議資料」中の「処遇方針」欄の各項目及び「ケース格付」欄の各項目については、本号前段に規定する個人の評価、診断等を伴う事務に関する個人情報に該当すると解するのが相当であります。

ウ 次に、本号後段の該当性について検討します。

(ア) 「ケース記録」中の異議申立人に対する評価及び処遇方針に関する記載部分

ケース記録に記載されたこれらの情報は、異議申立人に対する評価、所見を記載したものであり、開示によって異議申立人と実施機関との信頼関係を損ない、今後の指導が困難になるおそれがあると認められます。また、開示が前提となると、今後担当者が被保護者に対する評価・所見等についてありのままに記載することをためらい、その結果ケース記録が形骸化し、担当ケースワーカーが代わった場合に生活保護事務の継続性を保つことができなくなるおそれがあります。したがって、これらの情報については、開示によって今後の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断します。

(イ) 「ケース診断会議録(平成10年実施)」中の「2 意見」欄及び「3 処遇方針」欄の記載部分

ケース診断会議録中の「2 意見」欄については、会議における議論の過程における発言内容を記載したものであり、開示によって今後会議において自由で率直な意見交換ができなくなるおそれがあると認められます。したがって、開示により今後の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められ、本号に該当す

ると判断します。

しかし、ケース診断会議録中の「3 処遇方針」欄に記載されている各処遇については、すでに実施済みのものであり、異議申立人がその内容を了知しているものであるため、開示により異議申立人と実施機関との信頼関係が損なわれるとは認められません。したがって、これらの情報については、開示によって今後の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとは認められないため、本号には該当しないと判断します。

(ウ) 「ケース診断会議資料」中の「処遇方針」欄の各項目及び「ケース格付」欄の各項目

ケース診断会議資料中の「処遇方針」とは、被保護者の自立のために当該世帯に対して指導すべき内容を記載したものであり、「ケース格付」とは、各世帯の実情に応じて被保護世帯を訪問する頻度を定めた訪問格付を記載したものです。本件の場合は、当該「処遇方針」欄の各項目及び「ケース格付」欄の各項目を開示すると、異議申立人に誤解や予断を与えるおそれがあり、異議申立人との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあると認められます。したがって、これらの情報については、開示により、今後の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断します。

(4) 条例第 17 条第 3 号の該当性について

ア 本号は、開示することにより、本市又は国等が行う事務の目的が損なわれたり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがある個人情報について、非開示とすることができる趣旨の規定です。

「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき」とは、開示により、経費が著しく増大したり、事務事業の実施の時期が大幅に遅れて行政の質の著しい低下を来すもの、事務事業実施のために必要な関係者の理解又は協力が得られにくくなるおそれのあるもの等をいうと解されます。

また、本号は、本市や国等が行っているあらゆる事務事業のすべてにわ



たる包括的な規定であることから、その運用に当たっては、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用する必要があります。

イ 本件非開示情報について、本号に該当するかどうかを検討します。

(ア) 「ケース記録」中の第三者の情報に関する記載部分

この部分は、保護費の不正受給に係る調査を行った際のケース記録に記載された調査協力者の名字であり、当該第三者は本人に知られないことを前提として調査に協力したものであります。

したがって、当該情報を開示することにより、今後調査への協力が得られなくなるおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断します。

(イ) 「病状等調査について(回答)」中、病状、治療内容、特別な治療を要するものの有無、稼働の可否及び生活上の留意点等に関して医師が記載した部分

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 4 条では、生活困窮者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを生活を維持するために活用することが保護を行う要件とされています。病状調査は、保護費を適正に支出するために稼働能力の有無を把握する場合等に行うものであり、生活保護事務の根幹をなす調査であるといえます。病状調査は、被保護者の利害にからむ調査であり、医療機関と実施機関との信頼関係に基づいて医師の率直な意見、所見等を記載してもらうことを前提として成り立つ調査であります。したがって、開示非開示の判断に際しては、医療機関の意見を踏まえた上で判断する等、医療機関との信頼関係を損なうことのないように慎重に検討すべきであると考えます。

本件の調査に関しては、実施機関が開示の可否について医療機関に意見を聴いた結果、いずれも開示してよいとの回答を得ていることから、開示によって医療機関との信頼関係を損なうとはいえず、今後の事務の執行に著しい支障が生ずるとは認められません。したがって、本号には該当しないため、開示すべきであると判断します。

(5) 条例第 17 条第 6 号の該当性について

本号は、開示することにより、開示請求者以外の第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは、請求者の個人情報为非開示とすることができる趣旨の規定です。

「正当な利益を侵すおそれがある」とは、法令又は社会通念に照らして、当該第三者が有すると考えられる利益が侵されるおそれがある場合をいい、当該第三者の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該第三者の関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるべきです。

実施機関が本号に該当するとして非開示とした「ケース記録」中の第三者の情報に関する記載部分については、実施機関が保護費の不正受給に係る調査を行った際のケース記録に記載された調査協力者の名字であるため、開示により、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められます。したがって、本号に該当すると判断します。

(6) 終わりに

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断します。

## 6 審査会の審査経過

本件異議申立てについての当審査会の審査経過は、次表のとおりです。

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 5 月 2 日	諮問書及び実施機関の一部開示理由説明書を受理
平成15年 5 月23日	異議申立人の意見書を受理
平成15年 6 月19日 ( 第66回審議会 )	審議 ( 事案の経過・概要等 )
平成15年 7 月10日 ( 第67回審査会 )	異議申立人からの意見聴取
平成15年 8 月 6 日 ( 第68回審査会 )	実施機関からの意見聴取
平成15年 9 月16日 ( 第69回審査会 )	審議
平成15年 9 月30日 ( 第70回審査会 )	審議
平成15年11月14日 ( 第71回審査会 )	実施機関からの意見聴取
平成15年12月 4 日 ( 第72回審査会 )	審議
平成15年12月19日 ( 第73回審査会 )	審議
平成16年 1 月 6 日	答申

(参考)

札幌市個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職	備考
祖母井 里重子	弁護士	
大西 有二	北海学園大学法学部教授	
常本 照樹	北海道大学大学院法学研究科教授	会長代理者
道幸 哲也	北海道大学大学院法学研究科教授	会長
村上 裕章	北海道大学大学院法学研究科教授	